

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）  
午後2時00分から午後2時45分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室3、4号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 15番 森 京典（会議規則第7条）

出席委員数 22名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	5 岡林興通
6 近本静信	7 本宮勇	8 長野健二	9 越智幹男
10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆	13 越智要
15 森京典	16 新居田守	17 津吉利幸	18 吉井一浩
19 岡田勝利	20 藤本博	21 野間義郎	22 松岡一誠
23 永井政則	24 近松安文		

欠席委員数 2名

4 戸田修司 14 桑田誠

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

議案第 38 号

農用地利用集積計画関係（受付番号 1～73）

議案第 39 号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号 1～11）

議案第 40 号

農地集積促進員の推薦について

議案第 33 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～37）

議案第 34 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～16）

議案第 35 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～4）

議案第 36 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～23）

議案第 37 号

農地転用事業計画変更について（受付番号 1）

報告第 23 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～11）

報告第 24 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

（受付番号 1～2）

報告第 25 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～10)

報告第 26 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ～ 8)

報告第 27 号

農地法第 3 条第 6 項の規定による農地等の利用状況報告について

(受付番号 1)

6. 議事録

- 会 長 長 ただ今から令和2年度第6回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員24名中22名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に3番 大澤 穰児 委員、16番 新居田 守 委員を私から指名させていただきます。
- 議 長 議案第38号 農用地利用集積計画関係について  
議案第39号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
- 議 長 それでは、議案第38号、議案第39号について、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第38号、議案第39号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
議案第38号、議案第39号は、今治市長より令和2年7月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規50件、更新23件、合計73件、  
面積は123,891.77㎡でございます。  
なお、議案第39号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規3  
件、更新8件、合計11件、面積は22,085㎡となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けており  
ます。  
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、  
各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
- 議 長 説明が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全 員 (意見、質問なし)  
議 長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
- 全 員 (異議なし)  
議 長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議 長 議案第40号 農地集積促進員の推薦について  
審議に入る前に、私は議案の関係者にあたりますので、退席いたします。  
このため、議事進行は、会議規則第8条の規程により、越智職務代理者が行います。  
同じく、議案の関係者にあたる委員さんは、退席願います。  
( 議長、2、5、6、18、19、20、21、22、23、24番退席 )
- 職 務 代 議 長 それでは、審議に入ります。  
理 者 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 40 号は農地集積促進員の推薦についてであります。  
利用権設定のお世話をさせていただきます農地集積促進員さんであります。農地集積促進員設置要領第 2 条の規定に基づきまして、市の農林振興課より推薦の依頼がありましたので、148 名の方々を地区の小委員会で推薦していただいております。

職務代理者 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

全職員 (異議なし)

職務代理者 それでは、議案第 40 号の農地集積促進員については、148 名を推薦いたします。

ここで、退席の委員の入室を許可いたします。

(委員入室)

関係委員に申し上げます。議案第 40 号の農地集積促進員については、148 名を推薦することに決定しました。

議事進行を議長と交代します。

議長 議案第 33 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 33 号は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号 1] 申請地は野間にある農地 3 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 697 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 2] 申請地は宅間にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,041 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 3] 申請地は宅間にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 653 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 4] 申請地は桜井にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 1,351 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 5] 申請地は登畑にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5,626 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 6] 申請地は新谷にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 271 ㎡でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地

に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 事務局 [受付番号 7] 申請地は朝倉下、北にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,708 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は朝倉下にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,344 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は朝倉下にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 684 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は朝倉下にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,907 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は玉川町畑寺にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,733 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は玉川町畑寺にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は 1,620 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は玉川町別所にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 19,047 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は波方町小部にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,964 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 15] 申請地は大西町宮脇にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,790 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 16] 申請地は菊間町種にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 108 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 事務局 [受付番号 17] 申請地は吉海町椋名にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,633 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 18] 申請地は吉海町本庄にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,191 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 19] 申請地は吉海町八幡にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 194 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 20] 申請地は吉海町八幡にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,071 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 21] 申請地は吉海町福田にある農地 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,097 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 22] 申請地は吉海町福田にある農地 1 筆で、登記地目は田、面積は 411 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 23] 申請地は吉海町福田にある農地 7 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 5,719 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 24] 申請地は宮窪町友浦にある農地 1 筆で、登記地目は田、面積は 668 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 25] 申請地は宮窪町余所国にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 498 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 26] 申請地は宮窪町余所国にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 3,463 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 27] 申請地は宮窪町早川にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,147 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- 事務局 [受付番号 28] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,488 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 29] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 188 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 30] 申請地は伯方町伊方にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 232 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 31] 申請地は伯方町北浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 408 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 32] 申請地は大三島町肥海、宮浦、台にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6,211 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 33] 申請地は大三島町宮浦、台にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 5,199 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 34] 申請地は大三島町宮浦、台にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,666 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 35] 申請地は大三島町台にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,425 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 36] 申請地は大三島町浦戸にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 558 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 37] 申請地は大三島町浦戸にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,634 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。



事務局 合計 37 件、114 筆、面積 92,645 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 2～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
（意見、質問なし）  
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
（異議なし）  
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 34 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の団体職員兼農業者の者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 274 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の自営業兼農業者、申請地は 3 筆で、地目は畑、面積は合計 398 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 527 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 476 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の会社役員兼農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 392 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 3 筆で、地目は畑、面積は合計 331 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は合計 1, 941 m<sup>2</sup>で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1, 239 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 860 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

- 事務局 [受付番号 10] 譲受人は〇〇才のパート職員兼農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は634㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、先ほどの利用権設定と合わせて、贈与による所有権移転を受けるものであります。なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。
- [受付番号 11] 譲受人は〇〇才の会社役員兼農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,212㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、先ほどの利用権設定と合わせて、売買による所有権移転を受けるものであります。なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。
- [受付番号 12] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は291㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 13] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は856㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 14] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計314㎡で、現在、野菜・柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 15  
、受付番号 16] 関連議案ですので、一括して説明します。  
譲受人は〇〇才の農業者、受付番号15の申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は424㎡で、現在、柑橘を栽培しております。受付番号16の申請地は2筆で、地目は樹園地、面積は合計1,143㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、受付番号15については、規模拡大のため売買による所有権移転を受けるものであり、受付番号16については、許可日から5年間の使用貸借権の設定を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われまます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

- 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
（意見、質問なし）
- 議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
（異議なし）
- 議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 37 号 農地転用事業計画変更について

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案第 35 号は農地法第 4 条の規定による許可申請、第 36 号は農地法第 5 条の規定による許可申請、第 37 号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第 35 号 受付番号 1] 申請人は農業兼役員 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は畑、面積は 3.16 ㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が公衆用道路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
事業計画につきましては、申請人の長男が令和 2 年 6 月に 5 条許可を取得し、父親である申請人の土地を使用貸借し農家住宅を建築する予定ですが、建築予定地に接する道路について建築基準法第 42 条第 2 項道路の要件を満たすため道路後退することになり、今回、自己所有地である道路後退部分を公衆用道路として整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2] 申請人は農業者 1 名、申請地は朝倉地区古谷の 1 筆で、地目は畑、面積は 108 ㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
事業計画につきましては、申請人は、朝倉地区にて農業を営んでいますが、手狭で不便な既存の農業用倉庫を増築するため、自己所有地である申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第 3 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 3] 申請人は農業者 1 名、申請地は吉海地区福田の 1 筆で、地目は畑、面積は 28 ㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
事業計画につきましては、申請人は自宅敷地への進入路が狭く不便なため、自己所有地である申請地を利用して自宅への進入路を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 2 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

事務局 [受付番号 4]

申請人は農業者 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は畑、面積は 3.54 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は自宅敷地内の通路が狭く不便なため、自己所有地である申請地を利用して自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 2 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 6 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[議案第 36 号  
受付番号 1]

譲受人は電気機械器具製造販売業を営む法人、譲渡人は農業者 2 名、申請地は乃万地区野間の 3 筆で、地目は畑、面積は合計 1,863 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が従業員用の露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、既存の従業員用の駐車場敷地内に会社の試験棟を新築することに伴い、不足する駐車台数分を確保するため、既存駐車場に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、従業員用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2,  
議案第 37 号  
受付番号 1]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら 2 件、議案第 36 号受付番号 2 の譲受人及び議案第 37 号受付番号 1 の当初計画者と承継者は同一で不動産管理業を営む法人、議案第 36 号受付番号 2 の譲渡人は農業者 1 名、申請地は波止浜地区馬島の 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,553 m<sup>2</sup>でございます。議案第 37 号受付番号 1 の申請地は既に令和 2 年 5 月 1 日付愛媛県指令東産（地 5）第 241 号で転用許可を受けている土地でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がグランピング施設を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、近年、国内外から瀬戸内しまなみ海道を訪れる観光客やサイクリストが増加傾向にあることから、譲受人が今後の事業拡大を計画するに当たり、既に転用許可を取得している議案第 37 号受付番号 1 のグランピング施設用地と一体的に利用できる議案第 36 号受付番号 2 の申請地を譲り受け、グランピング施設を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 7 月 15 日で、許可日から令和 2 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は農業兼造園業者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は立花地区土橋町 2 丁目の 1 筆で、地目は田、面積は 72 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、兼業として造園業を営んでいますが、仕事先の多くが現在の住所地から遠方にあり不便なため、

仕事先に近く、譲受人の所有農地の耕作に支障が無い当該地区の申請地を譲り受け、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日は令和2年6月2日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号4] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区横田町4丁目の1筆で、地目は田、面積は233㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家にて両親と同居していますが、家族が増え手狭で不便なことから、両親の居宅に隣接する申請地を祖父から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年4月30日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号5] 譲受人は土木工事業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は桜井地区桜井の2筆で、地目は田、面積は合計1,411㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在使用している資材置場を土地所有者に返却することになり、新たな資材置場を確保する必要が生じたため、会社事務所から近く交通の便が良い申請地を譲り受け、露天資材置場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は農業兼会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区郷桜井1丁目の1筆で、地目は田、面積は337㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家にて母親と同居していますが、今後予定されている結婚に備え、農業後継者として耕作地と実家に近い申請地を母親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日は令和2年7月14日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7、  
17] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
これら2件、受付番号7、17の譲受人は同一で電気工事業を営む法人、受付番号7の譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区長沢の2筆で、地目は畑、面積は合計1,780㎡でございます。受付番号17の譲渡人は製造業を営む者1名、申請地は朝倉地区山口の1筆で、地目は畑、面積は2,460㎡でございます。  
これらの申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の

区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年1月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区国分3丁目の1筆で、地目は畑、面積は495㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいであります、手狭で不便なため、妻の実家や病院、コンビニが近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は田、面積は427㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家にて両親と姉と同居していますが、現在の住居は姉が相続することになり、新たな生活拠点を確保する必要が生じたため、実家と勤務先に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号10] 譲受人は不動産管理業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区喜田村8丁目の1筆で、地目は田、面積は777㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天貸駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、タオル製品の製造販売業を営む法人からの要望のあった従業員用駐車場を確保するため、タオル工場に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、露天貸駐車場として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号11] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者2名、申請地は清水地区四村の1筆で、地目は田、面積は350㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、子どもの成長に伴い手狭で不便なため、これまで住み慣れた清水地区内の申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 12] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区四村の2筆で、地目は田、面積は合計225㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、家族が増え手狭で不便なため、勤務先や妻の実家に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 13] 譲受人は農業兼会社員1名、譲渡人は農業兼自営業1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は田、面積は235㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、中寺弁天泉公園及び真木歯科から500m以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家にて両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、農業後継者として耕作地に近く実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 14] 譲受人は会社員2名、譲渡人は会社員1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は畑、面積は231㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家にて両親と同居しておりますが、家族が増え手狭で不便なため、妻の実家に近い申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 15, 16] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
これら2件、受付番号15、16の譲受人は同一で農業者1名、受付番号15の譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は朝倉地区古谷の1筆で、地目は田、面積は22㎡、受付番号16の譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区古谷の1筆で、地目は田、面積は43㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画ですが、受付番号15につきましては、譲受人は居宅への進入路を確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。また、受付番号16につきましては、譲受人は増加した農機具等の置場を確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を父親から使用貸借し、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 18] 譲受人はベーカリーを営む者1名、譲渡人は無職の者2名、申請地は吉海地区本庄の2筆で、地目は畑、面積は合計414㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、これまで借りていた駐車場を土地所有者に返却することになり、また、近年、ベーカリーの営業実績が順調に伸びていることから、店舗に近い利便性の良い申請地を譲り受け、顧客用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 19] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区本庄の1筆で、地目は畑、面積は139㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、申請地に隣接する住宅に転居する予定ですが、住宅敷地内に自家用車等を駐車するスペースが無いため、住宅に隣接する申請地を譲り受け、駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 20] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区八幡の3筆で、地目は畑、面積は合計436㎡でございます。

農地の区分につきましては、今治市吉海支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、出身地である吉海地区にて借家住まいであります。家族が増え手狭になり、また、これまでの経験を活かし英会話教室及び料理教室等の事業を新たに開始するため、申請地を譲り受け、店舗併用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和3年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 21] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は63㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、定年退職後、妻が所有する住宅にて暮らしていますが、住宅敷地が手狭で不便なため、住宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。



[受付番号 22] 譲受人はパート1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区台の1筆で、地目は畑、面積は78㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が借家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は今年の4月に県外から移住し大三島地区にて借家生活をしてはいますが、借家敷地が狭く駐車スペースが無いことから、借家敷地に隣接する申請地を使用貸借し、借家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日は令和2年7月14日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 23] 譲受人は自動車修理販売業を営む者1名、譲渡人は団体役員1名、申請地は大三島地区浦戸の1筆で、地目は畑、面積は290㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が廃車置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は自動車修理を行っている工場敷地が手狭で不便であり、不足している廃車置場を確保するため、工場敷地に近接する利便性の良い申請地を使用貸借し、廃車置場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日は令和2年7月14日、農業委員会の受付日は令和2年7月15日で、許可日から令和2年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。  
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長  
5番  
事務局

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
転用される農地について、土地改良事業の受益地となっているかどうかについて確認はとっているのか。  
転用申請があった場合、その農地が土地改良事業の受益地かどうかを、農業土木課で確認しております。受益地であった場合は、農業土木課より指摘があります。

議 長 長 意見、ご質問はございませんか。  
全 員 (意見、質問なし)  
議 長 許可することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
長 なお、議案第 35 号 受付番号 2、受付番号 4、受付番号 9 については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議 長 報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 27 号 農地法第 3 条第 6 項の規定による農地等の利用状況報告について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
報告第 23 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 24 号は農地法第 4 条届出、報告第 25 号は農地法第 5 条届出、報告第 26 号は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、報告第 27 号は農地法第 3 条第 6 項の規定による農地等の利用状況報告についてでございます。  
報告第 23 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第 24 号及び第 25 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第 23 号から第 25 号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 26 号 令和 2 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

受付番号 1]

[受付番号 2] 令和 2 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 3] 令和 2 年 7 月 15 日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。

[受付番号 4] 令和 2 年 7 月 15 日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。

[受付番号 5] 令和 2 年 7 月 15 日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はありとなっております。

[受付番号 6] 令和 2 年 7 月 13 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 7] 令和 2 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 8] 令和 2 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[報告第 27 号 農地法第 3 条第 3 項の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けた農地の利用状況につきまして、現地確認等の結果、農地が適正に利用さ  
受付番号 1] れていることをご報告いたします。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

全 員 (異議なし)

議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
全 員 せつかくの機会でございますが何かございませんか。  
議 長 (意見なし)  
意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。